

不法投棄は犯罪です!!



不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

によって**禁止**されています。

これに違反した場合、下記の処罰を受けます

- 不法投棄を行った者(未遂を含む)

5年以下の懲役 若しくは

1,000万円以下の

罰金 又は **その両方** が

科せられます。



- 法人等の場合

3億円以下の罰金が

科せられます。



※廃棄物の処理を委託された者が不法投棄を行った場合、委託した者にも罰則が科せられます。

●不法投棄物の処理について

行為者、土地または建物の占有者(占有者がいない場合は管理者)の順番で撤去する責任があります。

※不法投棄された廃棄物は、原則として、市が管理している土地以外は撤去することはありません。

●不法投棄の予防策として

土地の管理者は、草刈やロープを張るなど私有地への不法投棄を誘発しないような環境づくりに努めてください。

市民の皆さん一人ひとりが自覚を持って、不法投棄されないよう監視をしましょう。

不法投棄を
発見したら

●産業廃棄物

廃棄物110番(香川県廃棄物対策課)※24時間受付可

TEL・FAX : 087-832-5374

(フリーダイヤル)0120-537483

●一般廃棄物

観音寺市 市民部 生活環境課

TEL : 0875-25-2698

FAX : 0875-25-2867

また、香川県警察本部においても情報提供を受け付けています。

TEL : 087-831-0110 または #9110

野外焼却(野焼き)について

野焼きは禁止!!

最近、「近所で野焼きしており煙や悪臭で困っている」といった野焼きに関する苦情が多く寄せられています。野焼きは、近隣住民とのトラブルに発展する場合があるとともに、ダイオキシン類や微小粒子状物質(PM2.5)などの有害物質が発生する原因になると言われています。



～野焼きは、原則禁止されています～

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き法律で禁止されています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)

(野焼きの違反事例) ● 空き地や田畑での家庭等から排出された廃棄物の焼却行為
● 地焼きや素掘りの穴での廃棄物の焼却行為
● ブロック積み、ドラム缶などでの廃棄物の焼却行為
● 構造基準に適合していない焼却炉での焼却行為 など

違反した場合

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号)

野焼きの例外

- ◆ 国又は地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例:河川管理者による伐採した草木等の焼却など)
- ◆ 天災その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例:災害等の応急対策、火災予防訓練など)
- ◆ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例:火祭り、どんど焼きなど)
- ◆ 農林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却
(例:農林業者が行う草、木の葉、もみがら、わら、木の枝等の焼却など)
- ◆ たき火その他日常生活を営む上で通常行う廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例:近隣に迷惑のかからない程度のたき火、バーベキューなど)

※ただし、快適な生活環境の維持確保のため、野焼きの例外に該当するものであっても、焼却することにより大量の煙や臭いが発生し、「煙がくさい」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い家族がいるので心配」など**生活環境に支障を与えていると判断された場合は指導等の対象**となります。

連絡先：観音寺市 市民部 生活環境課(TEL 25-2698)